



労務通信 143号



成迫 社会保険労務士法人
 松本事務所 TEL 0263-88-2862
 長野事務所 TEL 026-291-4152
 飯田事務所 TEL 0265-25-0264

家族手当について

6月1日に政府から「こども未来戦略方針」の素案が発表されました。

3つの基本理念【(1)若い世代の所得を増やす・(2)社会全体の構造・意識を変える・(3)全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する】に基づき、こども・子育て政策強化の「加速化プラン」を令和6年度からの3年間にかけて集中的に取り組む方針です。例えば、更なる児童手当の拡充や子育て世代への住宅支援、教育費支援などの導入が検討されています。この方針は今後の人事労務管理にも大きな影響を与えることになると考えられます。

今回は企業としての子育てや若年者への支援の一つとして挙げられる家族手当についてお伝えします。

【家族手当】

家族手当は法律で定められたものではなく、企業が福利厚生の一環として独自に行う制度であるため、対象者の範囲や金額などは独自に定めることができます。令和3年職種別民間給与実態調査によると、家族手当を導入している企業の割合は規模によって差はあるものの74.1%に上ります。弊社のお客様からも子のいる従業員の所得を増やしたいという相談もよくありますので、**対象者や相場**をご紹介します。

	対象者	手当額相場
家族手当	配偶者	10,000円～15,000円
	子ども(18歳以下、22歳以下など)	3,000円～10,000円/人
	両親(60歳以上、65歳以上など)	5,000円～10,000円/人



家族手当は、先に述べた通り独自の制度になるため、トラブル予防のためにも対象者・支給期間・支給額など明確な制度設計が必要になります。

【家族手当は世相の変化により、対象が配偶者から子どもへ】

令和2年就労条件総合調査によると、労働者一人当たりの平均支給額は30人～99人の事業所で1万2800円、全体の平均では1万7600円となっています。対象者について、以前は家族手当を支給している企業のほとんどが配偶者への支給をしていました。しかし、共働き世代の増加やライフスタイルの変化により、扶養手当の廃止や改定が進んでおり、**こどもへの手当に力を入れる企業が増えています**。トヨタ自動車では令和3年までに扶養配偶者手当(月1万9500円)を廃止し、子ども1人当たり月5000円であった手当を**2万円**に増額しました。

今後はさらに子どもの教育費、親の介護に焦点を合わせた制度変更等、世相の変化に合わせた改定が求められる手当になっていくと考えられます。

【家族手当を導入するメリットとデメリット】

新たな手当を導入することは**人件費の増加**や**従業員間での不公平感**が生まれる**デメリット**があります。家族手当を支給する**メリット**としては以下が考えられます。

- ・福利厚生の充実により従業員満足度を向上させ、職場への長期的な定着を可能にする。
- ・子育て世代の所得確保により、長期的な人材確保につながる。
- ・若年層に将来の展望と安心を与えられる。



人財確保に苦勞される企業が多い中、一つの対策として、家族手当を検討されてみてはいかがでしょうか。今回政府が示した少子化対策は、企業が直接従業員に求められる契機にもなりえます。家族手当の他、住宅手当などの諸手当を検討する場合は、企業全体での賃金分配を検討する必要も出てきます。

また、育児休業や短時間勤務、在宅勤務を例とする多様な働き方など、今後さらに仕事と家庭との両立を支援する取り組みが企業には求められてきます。

「こども未来戦略方針」が今度どのような動きになるか注視しつつ、企業としての対策をこの機会にご検討いただければと存じます。詳しくは弊社担当までご相談ください。